

福井県屋外広告物条例第2条に規定する地域および範囲

[平成21年福井県告示第294号]

福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「条例」という。）第2条に規定する地域および範囲を定めたので、条例第29条第1項の規定により、次のとおり公告し、平成21年4月30日から施行する。

なお、福井県屋外広告物条例第2条に規定する地域および範囲（平成21年福井県告示第175号）は、廃止する。

1 条例第2条第4号の規定に基づき、知事が定める範囲

種別	名称	所在地	範囲
建造物	坪川家住宅	坂井市丸岡町上竹田	周囲30m
〃	相木家住宅	丹生郡越前町小曾原	〃
〃	堀口家住宅	今立郡池田町稲荷	〃

2 条例第2条第8号の規定に基づき、知事が定める地域

- (1) 白山国立公園の全地域
- (2) 若狭湾国定公園の全地域
- (3) 越前加賀海岸国定公園の全地域

3 条例第2条第9号の規定に基づき、知事が定める地域

奥越高原県立自然公園の全地域

4 条例第2条第12号の規定に基づき、知事が定める地域

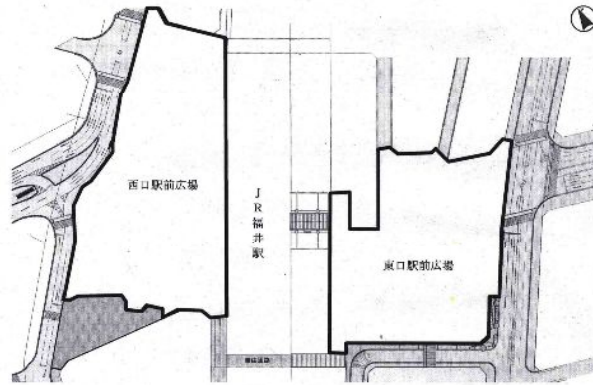
- (1) 次の道路およびこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側500メートル、海岸部では道路の陸側500メートルおよび道路の海側当該道路から望見される範囲とする。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域および家屋連たん地域（以下「用途地域等」という。）は除く。
 - ア 北陸自動車道の全区間
 - イ 近畿自動車道敦賀線のうち供用されている区間
 - ウ 中部縦貫自動車道のうち供用されている区間
- (2) 次の道路、鉄道およびこれらに接続する地域で、陸地部では道路または鉄道の両側300メートル、海岸部では道路または鉄道の陸側300メートルおよび道路または鉄道の海側当該道路または鉄道から望見される範囲とする。ただし、用途地域等は除く。
 - ア 一般国道8号の全区間
 - イ 一般国道27号の全区間
 - ウ 一般国道158号のうち次の区間
大野市上唯野（一般県道上唯野西屋勝山線との交差点）から同市東市布（岐阜県境）まで

- エ 一般国道305号の全区間
- オ 主要地方道三国東尋坊芦原線のうち次の区間
坂井市三国町米ヶ脇（荒磯遊歩道入口前）から同市三国町浜地（今津川浜地橋）まで
- カ 一般国道157号のうち次の区間
大野市五条方（一般県道五条方下荒井線との交差点）から同市下若生子（小若谷川風吹谷橋）まで
- キ 一般国道364号のうち次の区間
福井市宇坂大谷町43字12番の2地先から吉田郡永平寺町東古市（一般国道416号との交差点）まで
- ク 主要地方道佐田竹波敦賀線のうち次の区間
三方郡美浜町佐田（一般国道27号との交差点）から同町竹波（一般県道竹波立石縄間線との交差点）までの間および敦賀市縄間（一般県道竹波立石縄間線との交差点）から同市櫛川（井の口川花城橋）まで
- ケ 一般県道竹波立石縄間線の全区間
- コ 一般県道日向郷市線のうち次の区間
三方郡美浜町日向（日向湖日向橋）から同町郷市（一般国道27号との交差点）まで
- サ 一般県道常神三方線（一般国道162号との重用区間を含む。）のうち次の区間
三方上中郡若狭町常神（常神隧道）から同町三方（一般国道27号との交差点）まで
- シ 一般県道赤礁崎公園線の全区間
- ス 三方五湖有料道路の全区間
- セ 一般県道泊小浜停車場線のうち次の区間
小浜市堅海（久須夜ヶ岳山頂付近）から同市阿納尻（一般国道162号との交差点）まで
- ソ 西日本旅客鉄道株式会社越美北線の柿ヶ島駅から九頭竜湖駅まで

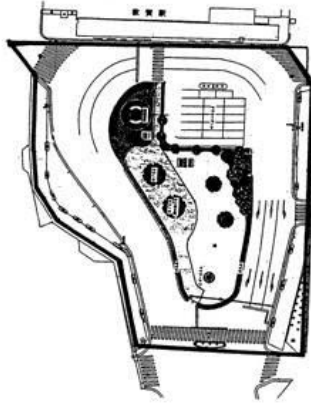
5 条例第2条第13号の規定に基づき、知事が定める地域

- (1) 福井駅西口駅前広場および福井駅東口駅前広場（別図1のとおり）
- (2) 敦賀駅前広場（別図2のとおり）
- (3) 武生駅前広場（別図3のとおり）
- (4) 小浜駅前広場（別図4のとおり）
- (5) 越前大野駅前広場（別図5のとおり）
- (6) 芦原温泉駅前広場（別図6のとおり）

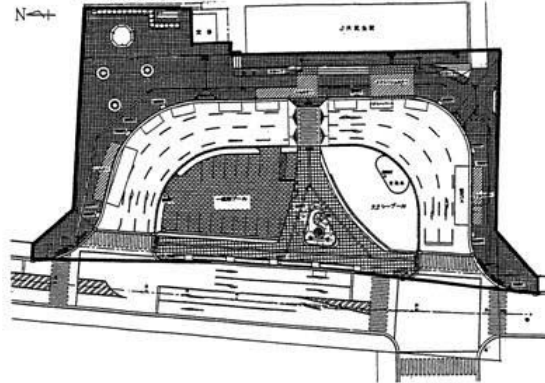
別図1 福井駅西口駅前広場および福井駅東口駅前広場
 駅前広場区域



別図2 敦賀駅前広場
 駅前広場区域



別図3 武生駅前広場
 駅前広場区域



別図4 小浜駅前広場
 駅前広場区域

